明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務六九）　二

〔告示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務三九二）　二

○ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件（外務四〇四）　三

○ポンペイ港拡張計画のための贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇五）

○ハイチ共和国における平和及び社会的結束のための女性のリーダーシップ向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合女性機関との間の書簡の交換に関する件（同四〇六）

○バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びノアカリ県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための女性・平和・安全保障アジェンダ推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合人口基金との間の書簡の交換に関する件（同四〇七）　三

○債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とソマリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇八）

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産四一）　四

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同四二）

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同四三）　五

○雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働三六五）　六

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産二二九一）

○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同二二九二）

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二二九三）　七

○高速自動車国道に関する件（国土交通一三四八）

○建設業法に基づく登録監理技術者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同一三四九）

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛三〇二～三〇四）

○道路に関する件（近畿地方整備局一三三～一三五）　八

○道路に関する件（中国地方整備局八六、八七）

○道路に関する件（四国地方整備局七〇）　九

○道路に関する件（九州地方整備局一二七）

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

外務省　九

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一一

〔官庁報告〕

官庁事項

四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一二

〔公告〕

諸事項

官庁

証票無効、買収前の所有者等への売払い関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三

会社その他